

大規模噴火時の降灰に係る下水道BCP策定 マニュアルへの位置づけの方向性

令和 5 年 1 月 30 日

目次

1. 前回委員会時の意見（指摘）
2. 我が国の活火山への対応状況
3. 市町村地域防災計画における下水道の降灰対策の記載の確認
4. 市町村地域防災計画における下水道の降灰対策の記載例
5. 富士山のハザードマップによる降灰範囲及び火山防災協議会に属する市町村の位置関係（例）
6. 改訂にあたっての方向性（案）

1. 前回委員会時の意見(指摘)

【大規模噴火時の降灰について】

- 前回委員会時における、大規模噴火時の降灰を下水道BCP策定マニュアルへ位置付けるにあたっての総論的な意見。

委員意見(指摘)

- ① 全国の主要な活火山の噴火による降灰を想定し、下水道管理者自らの下水道BCPの改善の検討が進むように下水道BCP策定マニュアルの改訂を行って欲しい。
- ② 降灰に対する下水道BCPの検討においては、火山の噴火に関する地域防災計画への記載の有無により自治体毎に対応が異なることに留意する必要がある。地域防災計画への記載がない場合、降灰による被害想定、影響、他部局との連携等を地域防災計画に先行して下水道BCPに位置づけることは困難と考えられる。
- ③ 火山のハザードマップ等を参照して、降灰の影響範囲、降灰量等から被害想定 of 検討ができるような記載を本策定マニュアルに加えること等を検討する必要がある。

2

2. 我が国の活火山への対応状況

- 1972年に発生した桜島の噴火被害を契機に活動火山対策特別措置法が制定
- 2014年の御嶽山の噴火の教訓を受け法律を改正
- 火山災害警戒地域に指定された地域は、火山防災協議会の設置、市町村地域防災計画へ噴火時の避難に関する記載を行う（義務）
- 道路、下水道等の降灰除去は補助対象事業

活動火山対策特別措置法（抜粋）

第3条：火山災害警戒地域

警戒避難体制の整備を特に推進すべき地域を国が指定（49火山、周辺179市町村：令和3年5月時点）

第4条：火山防災協議会

都道府県・市町村は、火山防災協議会を設置（義務）

第6条：市町村地域防災計画に定めるべき事項等

協議会の意見聴取を経て、市町村地域防災計画に避難に関する事項等を記載（義務）

第22条：除灰除去事業

市町村の道路、下水道、都市排水路、公園、宅地等の降灰除去は補助対象事業

参考：内閣府、活動火山対策特別措置法の概要, https://www.bousai.go.jp/kazan/kazan_houritsu/pdf/gaiyou.pdf

3

活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）の概要

1. 目的

火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を策定するとともに、警戒避難体制の整備を図るほか、避難施設、防災意識施設等の整備及び降灰除去事業の実施を促進する等特別の措置を講じ、もって当該地域における住民、登山者その他の者の生命及び身体その他の安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図ることを目的とする。

2. 概要

国による活動火山対策の推進に関する基本指針の策定（第2条）

火山災害警戒地域の指定（第3条）

警戒避難体制の整備を特に推進すべき地域を国が指定（常時観測火山周辺地域を想定）

火山防災協議会の設置（第4条）

…関係者が一体となり、専門的知見も取り入れながら検討
・都道府県・市町村は、火山防災協議会を設置（義務）

必須構成員

都道府県・市町村
気象台
自衛隊
警察
消防
地方整備局等（砂防部局）
観光関係団体等

必要に応じて追加

※他、環境事務所、森林管理局、交通・通信事業者等、集客施設や山小屋の管理者等も可。

協議事項

噴火警戒レベルの設定、これに沿った避難体制の構築など、一連の警戒避難体制について協議

噴火シナリオ

※噴火に伴う現象及びその影響の推移を時系列に整理したもの

火山ハザードマップ

※噴火に伴う現象が及ぼす範囲を地図上に示したもの

避難計画

※避難場所、避難経路、避難手段等を示したもの

【市町村長の周知義務】（第7条）

火山防災マップの配布等により、避難場所等、円滑な警戒避難の確保に必要な事項を周知

【火山防災マップの作成義務】（第8条）

集客施設（ロープウェイ駅、ホテル等）や要配慮者利用施設の管理者等による計画作成・訓練実施

降灰除去事業の実施（第22条）

＜市町村＞
※道路、下水道、都市排水路、公園、宅地

降灰防除地域の指定（第23条）

降灰防除事業の実施（第24条～第26条）

※地域内の教育施設、社会福祉施設での空気の浄化等の整備、医療施設・中小企業等の施設等整備に対する低利資金融通

自治体による登山者等の情報把握や登山者等の安全確保に関する努力義務（第11条）

自治体による登山者等の情報把握や登山者等の安全確保に関する努力義務（第11条）

自治体による登山者等の情報把握や登山者等の安全確保に関する努力義務（第11条）

自治体による登山者等の情報把握や登山者等の安全確保に関する努力義務（第11条）

自治体による登山者等の情報把握や登山者等の安全確保に関する努力義務（第11条）

自治体による登山者等の情報把握や登山者等の安全確保に関する努力義務（第11条）

自治体による登山者等の情報把握や登山者等の安全確保に関する努力義務（第11条）

自治体による登山者等の情報把握や登山者等の安全確保に関する努力義務（第11条）

自治体による登山者等の情報把握や登山者等の安全確保に関する努力義務（第11条）

自治体による登山者等の情報把握や登山者等の安全確保に関する努力義務（第11条）

自治体による登山者等の情報把握や登山者等の安全確保に関する努力義務（第11条）

自治体による登山者等の情報把握や登山者等の安全確保に関する努力義務（第11条）

自治体による登山者等の情報把握や登山者等の安全確保に関する努力義務（第11条）

自治体による登山者等の情報把握や登山者等の安全確保に関する努力義務（第11条）

自治体による登山者等の情報把握や登山者等の安全確保に関する努力義務（第11条）

自治体による登山者等の情報把握や登山者等の安全確保に関する努力義務（第11条）

自治体による登山者等の情報把握や登山者等の安全確保に関する努力義務（第11条）

自治体による登山者等の情報把握や登山者等の安全確保に関する努力義務（第11条）

自治体による登山者等の情報把握や登山者等の安全確保に関する努力義務（第11条）

引用：内閣府，活動火山対策特別措置法の概要，https://www.bousai.go.jp/kazan/kazan_houritsu/pdf/gaiyou.pdf

4

3. 市町村地域防災計画における下水道の降灰対策の記載の確認

全国の活火山数111

気象庁が常時観測している火山数50
（硫黄島を除く火山数49）

代表的な15※火山周辺の最も人口の多い自治体の地域防災計画内容を確認

➤ 左記15火山の火山防災協議会に属する自治体のうち、最も人口の多い自治体

- 樽前山 北海道苫小牧市（168,299人）
- 十勝岳 北海道富良野市（20,211人）
- 有珠山 北海道伊達市（32,395人）
- 北海道駒ヶ岳 北海道七飯町（27,934人）
- 岩手山 岩手県盛岡市（285,407人）
- 蔵王山 山形県山形市（244,102人）
- 吾妻山 福島県福島市（277,509人）
- 那須岳 栃木県那須塩原市（116,733人）
- 浅間山 群馬県高崎市（369,314人）
- 富士山 神奈川県相模原市（726,373人）
- 焼岳 長野県松本市（236,447人）
- 新潟焼山 新潟県上越市（184,941人）
- 阿蘇山 熊本県阿蘇市（24,751人）
- 霧島山 宮崎県都城市（158,571人）
- 桜島 鹿児島県鹿児島市（589,288人）

（ ）内はR5.1.23時点でHPに公表されている行政人口

・ 降灰へのライフライン対策に関する記載があるのは15自治体中8自治体(53%)

（北海道苫小牧市、岩手県盛岡市、福島県福島市、栃木県那須塩原市、神奈川県相模原市、新潟県上越市、宮崎県都城市、鹿児島県鹿児島市）

・ 下水道の降灰対策に関して記載があるのは15自治体中2自治体(13%)

（栃木県那須塩原市、新潟県上越市）

※有史において降灰が多く認められる火山。

【参考文献】損害保険料率算出機構，噴火履歴に基づく火山災害危険度評価に関する研究，2019年3月より抽出。

5

那須塩原市の記載内容(抜粋)

第9節 施設・設備の応急対策

火山災害発生時に、関係機関と連携して公共施設の応急対策を迅速に行う。

第1 公共施設

(1) 市道路における火山灰等の除去
市（建設部）は、巡視の結果をもとに、市道路に係る火山灰、土砂、噴石等の障害物を、関係機関と連絡を密にし、安全を確認の上除去する。
除去した障害物の集積場所は、二次災害の原因にならないような場所を選定して確保するものとする。

(2) 被災施設の応急復旧
市（建設部）は、市道路の路面の陥没、亀裂等の損傷及び溶岩流、融雪型火山泥流による埋没箇所について、関係機関と連絡を密にし、安全を確認しながら復旧作業を実施する。
また、市（各部等）は、自らが管理する施設の点検を実施し、破損箇所等が確認された場合は、速やかな応急復旧に努める。

第2 ライフライン施設

火山災害が発生した場合のライフライン施設の応急対策は、風水害等対策編第2章第19節第2に準じて行う。

2 下水道施設

(1) 被害情報の収集、伝達
市（上下水道部）は、災害発生に際して、直ちに下水道施設の被害状況の調査、点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。なお、巡視結果等から判断し詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施し、二次災害のおそれがあるものについては速やかに応急復旧を行う。
また、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報の実施に努める。

(2) 応急措置
ア 下水道施設が被害を受けた場合、市（上下水道部）は、二次災害の発生のおそれがある箇所の安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。
イ 市（上下水道部）は、処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管きよ等の態様の違いに配慮し、次の事項について復旧計画を策定する。

- ㊦ 応急復旧の緊急度、工法の検討
- ㊧ 復旧資材、作業員の確保
- ㊨ 技術者の確保
- ㊩ 復旧財源の措置

上越市の記載内容(抜粋)

(4) 降灰等対策

県は、市等を通じて、降灰による、道路、下水道、都市排水路、公園等の公共施設、農作物等、宅地等の被害状況を把握し、降灰時の農作物等の管理について、市に助言を行う。

① 農林水産業対策

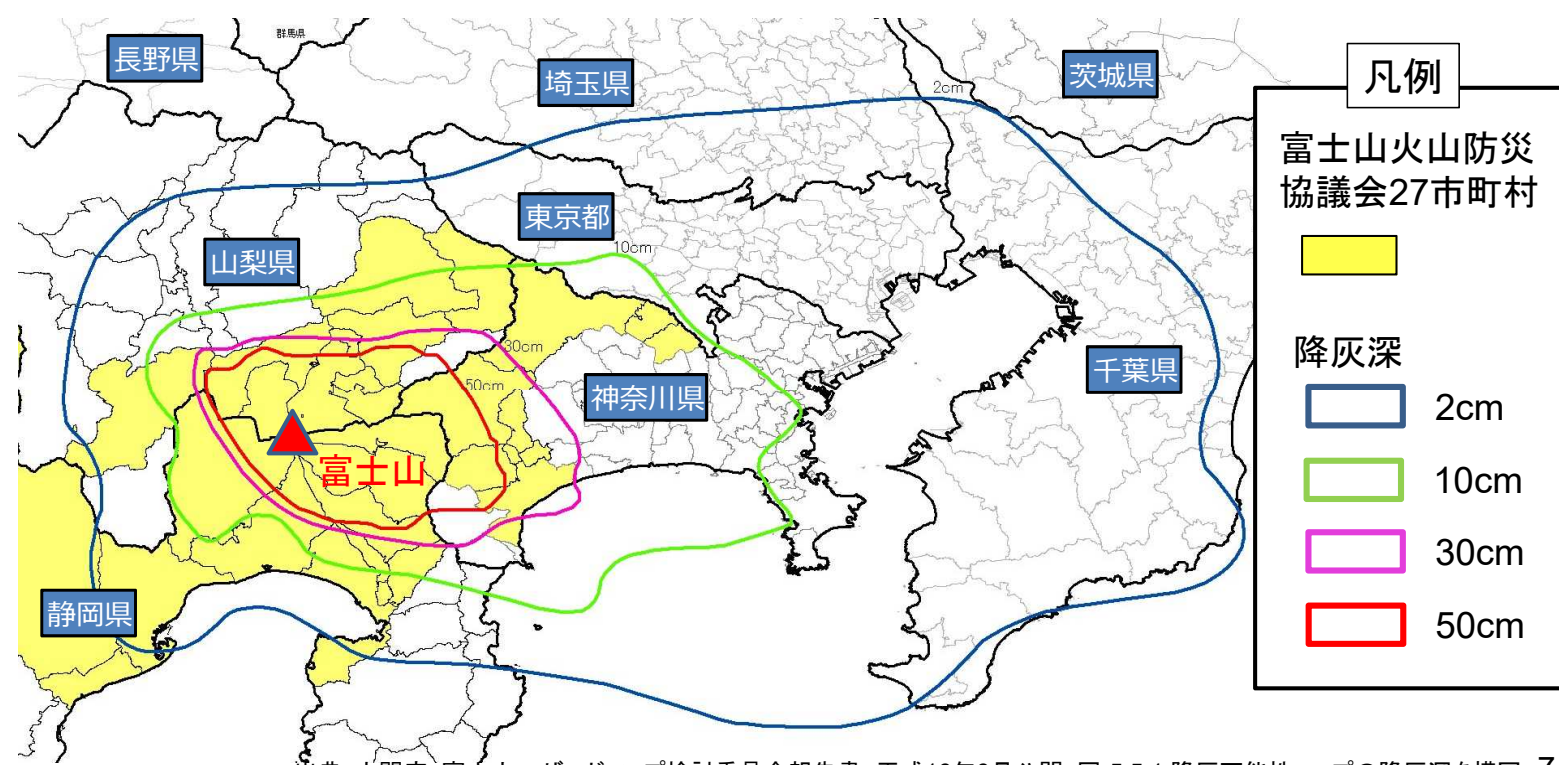
市は、降灰による被害状況の把握に努めるとともに、県及び農業協同組合等関係機関と連携して、概ね次の事項について栽培及び管理技術の指導等を行い、被害の拡大防止に努める。

- ア 火山灰が付着している水田は深水にしてかけ流しを行い、灰の除去に努める。
- イ 野菜、花きは散水及び水洗いを行い火山灰の除去を行う。
- ウ 病害の発生防止のため、薬剤散布を行う。
- エ 倒木や損傷した木材、製材品については、二次災害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除に努める。

② 家屋等の降灰対策

ア 市は、市民に対し家屋等の火山灰等の除去に関する助言、指導、情報提供を行う。
イ 屋根等に積もった火山灰等の除去は、原則として所有者及び管理者が実施するものとするが、要配慮者の世帯等については、状況に応じ近隣住民、自主防災組織、ボランティア等が協力して除去作業を行う。
ウ 市は、除去した降灰の集積場所を指定し、市民等へ周知する。

- 富士山の降灰の影響範囲と火山防災協議会に属する市町村の位置関係を図示。
- 降灰は火山防災協議会に属する市町村以外にも影響を及ぼす恐れがあり、対策が求められる。
- 全国の火山防災協議会に属する自治体（179自治体）及び富士山の噴火により降灰の影響が予測される自治体（189自治体）は、全国1,719自治体のうち341自治体※（約2割）となる。 ※重複除く



- 富士山のハザードマップで2cm以上降灰範囲となる自治体数を整理。
- 東京都、神奈川県は全ての市町村が範囲内。

都道府県	市町村数	降灰2cm以上の市町村数	降灰2cm以上の市町村数割合
東京都	62区市町村 (23区26市5町8村)	53区市町村 (23区26市3町1村)	85%
神奈川県	33市町村 (19市13町1村)	33市町村 (19市13町1村)	100%
千葉県	54市町村 (37市16町1村)	38市町村 (30市7町1村)	70%
埼玉県	63市町村 (40市22町1村)	24市町村 (22市2町0村)	38%
山梨県	27市町村 (13市8町6村)	26市町村 (12市8町6村)	96%
静岡県	35市町村 (23市12町0村)	15市町村 (11市4町0村)	43%
合計	274市町村 (23区158市76町17村)	189市町村 (23区120市37町9村)	69%

※内閣府、富士山ハザードマップ検討委員会報告書、平成16年6月公開、図-5.5.1 降灰可能性マップの2cm以上の地域数を記載 8

【参考】日本の火山災害警戒地域一覧

火 山 災 害 警 戒 地 域								(令和3年5月31日現在)	
火山名	都道府県	市町村	市町村数	火山名	都道府県	市町村	市町村数		
アトサヌプリ	北海道	清里町、弟子屈町	2	浅間山	群馬県	長野原町、碓氷村	6		
越阿寒岳	北海道	釧路市、足寄町、白糠町	3		長野県	小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町			
大雪山	北海道	上川町、東川町、美瑛町	3	新湯焼山	新潟県	糸魚川市、妙高市	3		
十勝岳	北海道	富良野市、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、新得町	6		長野県	小谷村			
樽前山	北海道	苫小牧市、千歳市、白老町	3	弥陀ヶ原	富山県	富山市、上市町、立山町	3		
倶多楽	北海道	登別市、白老町	2		焼岳	長野県		松本市	2
有珠山	北海道	伊達市、社管町、洞爺湖町	3	岐阜県		高山市			
北海道駒ヶ岳	北海道	七飯町、鹿部町、森町	3	乗鞍岳	長野県	松本市	2		
恵山	北海道	函館市	1		岐阜県	高山市			
岩木山	青森県	弘前市、郷ヶ沢町、西目屋村、藤崎町、板柳町、鶴田町	6	御嶽山	長野県	上松町、王滝村、木曽町	5		
八甲田山	青森県	青森市、十和田市	2		岐阜県	高山市、下呂市			
十和田	青森県	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、つがる市、平川市、藤崎町、大崎町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、七戸町、六戸町、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南郷町、新郷村	30	白山	石川県	白山市	2		
		岐阜県		白川村					
	岩手県	二戸市、八幡平市		富士山	神奈川県	相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町	27		
	秋田県	能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、小坂町、藤里町		山梨県	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町				
秋田焼山	秋田県	鹿角市、仙北市	2	箱根山	神奈川県	箱根町	1		
岩手山	岩手県	盛岡市、八幡平市、滝沢市、紫石町	4	伊豆東部火山群	静岡県	熱海市、伊東市、伊豆市	3		
秋田駒ヶ岳	岩手県	紫石町	2	伊豆大島	東京都	大島町	1		
	秋田県	仙北市		新島	東京都	利島村、新島村、神津島村	3		
鳥海山	秋田県	由利本荘市、にかほ市	4	神津島	東京都	新島村、神津島村	2		
	山形県	酒田市、遊佐町		三宅島	東京都	三宅村	1		
栗駒山	岩手県	一関市	6	八丈島	東京都	八丈町	1		
	宮城県	栗原市		青ヶ島	東京都	青ヶ島村	1		
	秋田県	横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村		鶴見岳・御笠岳	大分県	別府市、宇佐市、由布市、日出町	4		
蔵王山	宮城県	蔵王町、七ヶ宿町、川崎町	5	九重山	大分県	竹田市、由布市、九重町	3		
	山形県	山形市、上山市		阿蘇山	熊本県	阿蘇市、高森町、南阿蘇村	3		
吾妻山	山形県	米沢市	3	雲仙岳	長崎県	島原市、雲仙市、南島原市	3		
	福島県	福島市、猪苗代町		霧島山	宮崎県	都城市、小林市、えびの市、高原町	6		
安達太良山	福島県	福島市、郡山市、二本松市、本宮市、大玉村、猪苗代町	6		鹿児島県	霧島市、湧水町			
磐梯山	福島県	会津若松市、喜多方市、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村	7	桜島	鹿児島県	鹿児島市、垂水市	2		
那須岳	福島県	下郷町、西郷村	4	薩摩硫黄島	鹿児島県	三島村	1		
	栃木県	那須塩原市、那須町		口永良部島	鹿児島県	屋久島町	1		
日光白根山	栃木県	日光市	3	諏訪之瀬島	鹿児島県	十島村	1		
	群馬県	沼田市、片品村		【合計】49 火山	23 都道府県	179市町村	延べ202		
群馬県	中之条町、長野原町、碓氷村、草津町	5							
	長野県		高山村						

火山災害警戒地域が指定された49火山における市町村の火山防災対策の取組状況（令和4年3月31日現在）

火山名	関係都道府県	火山防災協議会設置	火山ハザードマップ作成	噴火警戒レベル運用	市町村地域防災計画等における警戒避難に関する記載（※1）		火山名	関係都道府県	火山防災協議会設置	火山ハザードマップ作成	噴火警戒レベル運用	市町村地域防災計画等における警戒避難に関する記載（※1）	
					記載済市町村数（※2）	関係（※3）市町村数						記載済市町村数（※2）	関係（※3）市町村数
アトサヌプリ	北海道	○	○	○	◎	(2 [2 ^(※4)] / 2)	新潟焼山	新潟県、長野県	○	○	○	◎	(3 [3 ^(※4)] / 3)
越阿寒岳	北海道	○	○	○	◎	(3 [3] / 3)	弥陀ヶ原	富山県	○	○	○	◎	(3 [3] / 3)
大雪山	北海道	○	○	○	◎	(3 [3] / 3)	焼岳	長野県、岐阜県	○	○	○	◎	(2 [2] / 2)
十勝岳	北海道	○	○	○	◎	(6 [6] / 6)	栗駒岳	長野県、岐阜県	○	○	○	◎	(2 [2] / 2)
樺前山	北海道	○	○	○	◎	(3 [3] / 3)	御嶽山	長野県、岐阜県	○	○	○	◎	(5 [5] / 5)
倶多楽	北海道	○	○	○	◎	(2 [2] / 2)	白山	石川県、岐阜県	○	○	○	◎	(2 [2] / 2)
有珠山	北海道	○	○	○	◎	(3 [3] / 3)	富士山	神奈川県、山梨県、静岡県	○	○	○	○	(15 [22] / 27)
北海道駒ヶ岳	北海道	○	○	○	◎	(3 [3] / 3)	箱根山	神奈川県	○	○	○	◎	(1 [1] / 1)
恵山	北海道	○	○	○	◎	(1 [1] / 1)	伊豆東部火山群	静岡県	○	○	○	○	(2 [3] / 3)
岩木山	青森県	○	○	○	◎	(6 [6] / 6)	伊豆大島	東京都	○	○	○	◎	(1 [1] / 1)
八甲田山	青森県	○	○	○	◎	(2 [2] / 2)	新島	東京都	○	○	○	◎	(3 [3] / 3)
十和田	青森県、岩手県、秋田県	○	○	○	○	(12 [18] / 30)	神津島	東京都	○	○	○	◎	(2 [2] / 2)
秋田焼山	秋田県	○	○	○	○	(1 [2] / 2)	三宅島	東京都	○	○	○	◎	(1 [1] / 1)
岩手山	岩手県	○	○	○	◎	(4 [4] / 4)	八丈島	東京都	○	○	○	◎	(1 [1] / 1)
秋田駒ヶ岳	岩手県、秋田県	○	○	○	◎	(2 [2] / 2)	青ヶ島	東京都	○	○	○	◎	(1 [1] / 1)
鳥海山	秋田県、山形県	○	○	○	◎	(4 [4] / 4)	鶴見岳・伽藍岳	大分県	○	○	○	○	(3 [4] / 4)
栗駒山	岩手県、宮城県、秋田県	○	○	○	◎	(6 [6] / 6)	九重山	大分県	○	○	○	◎	(3 [3] / 3)
蔵王山	宮城県、山形県	○	○	○	◎	(5 [5] / 5)	阿蘇山	熊本県	○	○	○	◎	(3 [3] / 3)
吾妻山	山形県、福島県	○	○	○	◎	(3 [3] / 3)	雲仙岳	長崎県	○	○	○	◎	(3 [3] / 3)
安達太良山	福島県	○	○	○	◎	(6 [6] / 6)	霧島山	宮崎県、鹿児島県	○	○	○	○	(5 [6] / 6)
磐梯山	福島県	○	○	○	○	(6 [7] / 7)	桜島	鹿児島県	○	○	○	◎	(2 [2] / 2)
那須岳	福島県、栃木県	○	○	○	○	(3 [4] / 4)	薩摩硫黄島	鹿児島県	○	○	○	◎	(1 [1] / 1)
日光白根山	栃木県、群馬県	○	○	○	○	(2 [3] / 3)	口永良部島	鹿児島県	○	○	○	◎	(1 [1] / 1)
草津白根山	群馬県、長野県	○	○	○	○	(3 [5] / 5)	諏訪之瀬島	鹿児島県	○	○	○	◎	(1 [1] / 1)
浅間山	群馬県、長野県	○	○	○	○	(3 [6] / 6)	合計					49	(160 [185] / 202)

(※1) 令和4年3月31日現在で、関係市町村の一部で記載済の場合には「○」、関係市町村の全ての市町村で記載済の場合には「◎」とした。
(※2) 対象市町村が火口周辺地域（噴火警戒レベル2、3発表時に警戒すべき範囲）を有している場合は、登山者等向け（噴火警戒レベル2、3等発表時）と住民等向け（噴火警戒レベル4、5等発表時）のそれぞれの対策として、対象市町村が火口周辺地域（噴火警戒レベル2、3等発表時に警戒すべき範囲）を有していない場合は、住民等向け（噴火警戒レベル4、5等発表時）の対策として、活動火山対策特別措置法第6条第1項1、2、3、4、6号の各事項を全てを記載している場合を「記載済」とした。
(※3) 火山災害警戒地域に指定された市町村数
(※4) []内は、活動火山対策特別措置法第6条第1項1、2、3、4、6号の各事項について、最低1事項は記載している市町村数

引用：内閣府, 火山災害警戒地域における火山防災対策の取組状況（令和4年3月31日現在）, <https://www.bousai.go.jp/kazan/pdf/hinankeikaku.pdf>

6. 改訂にあたっての方向性

【大規模噴火時の降灰について】

 国土交通省

【委員意見①、②】	① 全国の主要な活火山の噴火による降灰を想定し、下水道管理者自らの下水道BCPの改善の検討が進むように下水道BCP策定マニュアルの改訂を行って欲しい。 ② 降灰に対する下水道BCPの検討においては、火山の噴火に関する地域防災計画への記載の有無により自治体毎に対応が異なることに留意する必要がある。地域防災計画への記載がない場合、降灰による被害想定、影響、他部局との連携等を地域防災計画に先行して下水道BCPに位置づけることは困難と考えられる。
【方向性】	【降灰に対する下水道BCPの考え方】 ➤ <u>火山防災協議会に属する自治体、または火山のハザードマップ等により降灰の影響が予測される自治体の対応</u> 1. <u>地域防災計画に火山の噴火に関する記載がある自治体</u> - 災害規模や被害想定の見直しについては、地域防災計画に基づき設定することを基本とし、関連部局との連絡・協力体制を構築及び資機材の確保や配分の調整をしたうえで、「必要な項目が網羅された下水道BCP」を策定する。 2. <u>地域防災計画に火山の噴火に関する記載がない自治体</u> - 災害規模や被害想定の見直しについては、火山のハザードマップ等により設定。 - 関連部局との連絡・協力体制の構築及び資機材の確保や配分の調整が可能な自治体においては、「必要な項目が網羅された下水道BCP」を策定する。一方、可能でない自治体は、「最低限の下水道BCP」を策定する。 ➤ <u>自治体の周辺に火山がなく、降灰の影響がない自治体の対応</u> - 降灰に対する「下水道BCP」の策定は原則不要とする。

【委員意見③】	③ 火山のハザードマップ等を参照して、降灰の影響範囲、降灰量等から被害想定を検討ができるような記載を本策定マニュアルに加えること等を検討する必要がある。
【方向性】	• 降灰の影響範囲の考え方や降灰量からの被害想定について、参考となる資料の例をマニュアルへ記載する。 (例) • 内閣府、大規模噴火時の広域降灰対策について -首都圏における降灰の影響と対策- ～富士山噴火をモデルケースに～(報告)、令和2年4月 図1－1 大規模噴火時の降灰による主な影響の閾値【降雨なし・停電なし】 図1－2 大規模噴火時の降灰による主な影響の閾値【降雨あり・停電あり】等 • 降灰の影響範囲が示された火山ハザードマップ等。なお、被害の想定にあたっては、風向きによって実際の降灰の厚さ等が変化する可能性があることに留意。